

財務省告示第八号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
 平成十九年十二月二十日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年一月十一日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 振替法の適	四 発行方法	五 募入決定の 方法	六 発行額
利付国庫債券（二十年）（第四 十回、第四十一回、第四十二回、 第四十三回、第四十四回、第四 十七回、第五十一回、第五十二 回、第五十三回、第五十四回、 第五十八回、第五十九回、第六 十六回、第六十七回及び第六 十九回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の 適用を受けるものとし、その振 替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算 する数値をいう。次号において 同じ。）を競争に付して行われ る入札による発行 各申込みのうち利回り格差の 小さいものからその応募額を 順次割り当てる。 額面金額で九百九十六億円					

七 八 九

振替 額 最低 金額

内訳（別表のとおり）
五十三億九千万二千円

十一

発行 価格

簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
平成十九年十二月二十日
発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \left[\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right] \times \text{残存年数}$$

十二 十三
利率
過利
の払込み

(一) (別表のとおり)
は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十二号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{各発行対象国債の額面金額の利率} \times \text{各発行対象国債の償還日までの期間} \times \text{各発行対象国債の償還日の利子に規定する利率} \times \text{各発行対象国債の償還日の回数} / 365}{100}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿

十四 利 子

中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を、支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(次号において規定する期日について同じ。)

$$\frac{\text{各発行対象国債の額} \times \text{各発行対象国債の利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 償還金額
十六 入札の基
十七 各発行対象

償還期限
償還金額
入札の基
準とす
各発行対
象国債の

(別表のとおり)
額(別表のとおり)
平成十九年十二月十三日付で
日本証券業協会が発表した公
社債店頭売買参考統計値表に
掲載された各発行対象国債の

十八 元利回り 平均値の単利利回りとする。
 十九 払場所 日本銀行
 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者
 二十 払込期日 平成十九年十二月二十日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付国庫債券(二十年一回)	二・三%	平成九年三月二十日	百二億円
利付国庫債券(二十年一回)	一・五%	平成十年三月十日	四十二億円
利付国庫債券(二十年一回)	二・六%	平成十年三月十日	九十六億円
利付国庫債券(二十年一回)	二・九%	平成十年九月十日	五億円
利付国庫債券(二十年一回)	二・五%	平成十年三月十日	百五十四億円
利付国庫債券(二十年一回)	二・二%	平成十年九月十日	十一億円
利付国庫債券(二十年一回)	二・〇%	平成十年六月十日	百二十億円
利付国庫債券(二十年一回)	二・一%	平成十年九月十日	百十九億円
利付国庫債券(二十年一回)	二・一%	平成十年十二月十日	七十億円
利付国庫債券(二十年一回)	二・二%	平成十年十二月二十日	四十億円
利付国庫債券(二十年一回)	一・九%	平成十年九月十日	九十億円

（（利 第二付 六十国 十年庫 九）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 六）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 九）債 回 券 ）
二 ・ 一 %	一 ・ 九 %	一 ・ 八 %	一 ・ 七 %
二六平 十年成 日三三 月十	二六平 十年成 日三三 月十	月五平 二年成 日十三 日二十	月四平 二年成 日十三 日二十
二 十 一 億 円	三 十 億 円	三 十 一 億 円	六 十 五 億 円